

# いじめ問題に対しての指導方針

～令和6年度～

—HEARTFUL SAKURA—

桜学園つくば市立栗原小学校

## 1 未然防止のための取り組み

### ○学級経営の充実

- ・ 児童生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・ 児童生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・ 正しい言葉遣いのできる集団を育てる。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。

### ○授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童生徒の学び合いを保障する。

### ○道徳において

- ・ いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にすることを指導の充実に努める。

### ○学級活動において

- ・ 話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る

### ○学校行事において

- ・ 児童生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

### ○児童会・生徒会活動において

- ・ 自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。(児童会生徒会主体のいじめ防止のためのフォーラムの等の企画運営)

### ○家庭や地域との連携

- ・ いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

## 2 早期発見のための取り組み

### ○複数の教員の目による日常の交流をとおした発見に努める

- ・ 多くの教師が様々な教育活動を通して、生徒に関わることにより発見の機会を多くする。
- ・ 休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ・ スクールカウンセラーやスクールサポーターに、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう。

### ○アンケート等の調査を計画的に行う

- ・ 「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」「学級集団分析尺度 Q-U」を定期的実施する。
- ・ アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

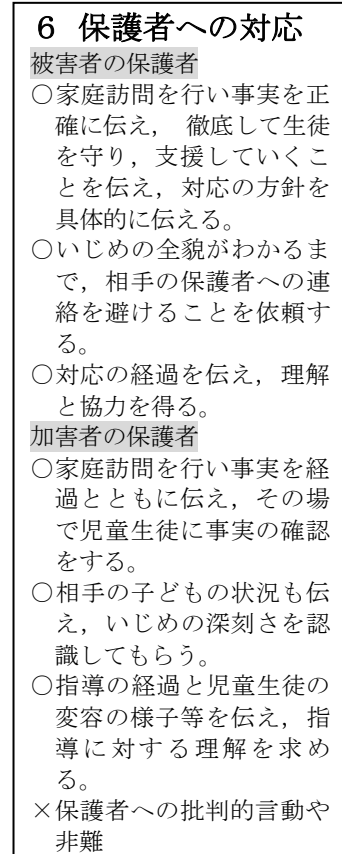
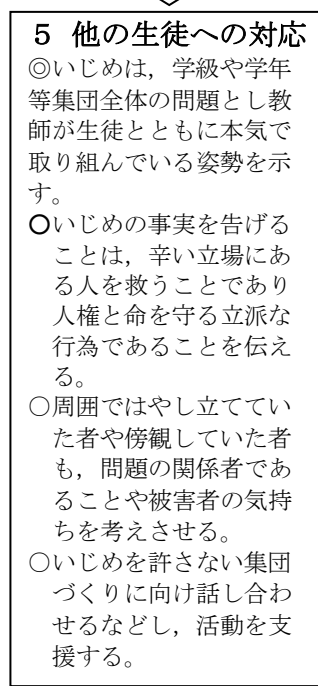
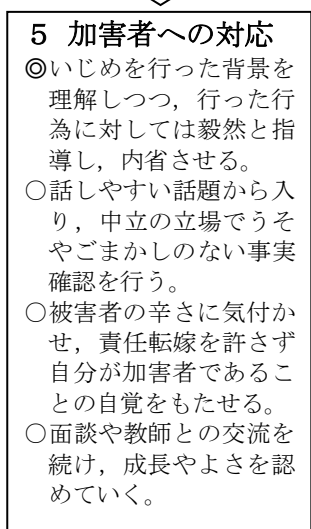
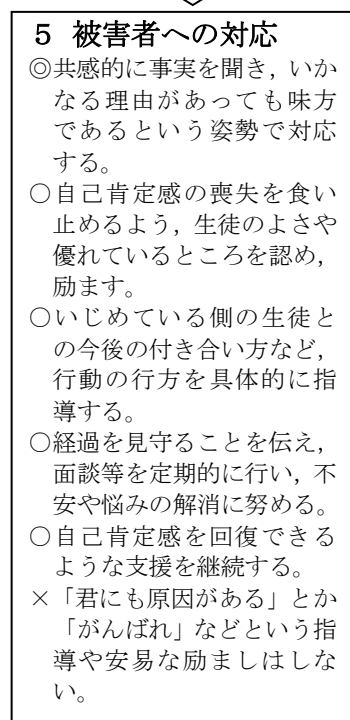
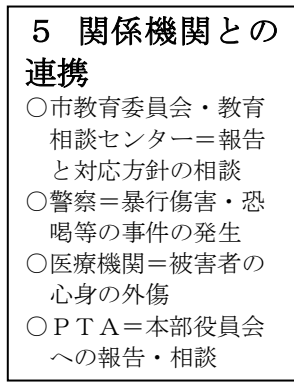
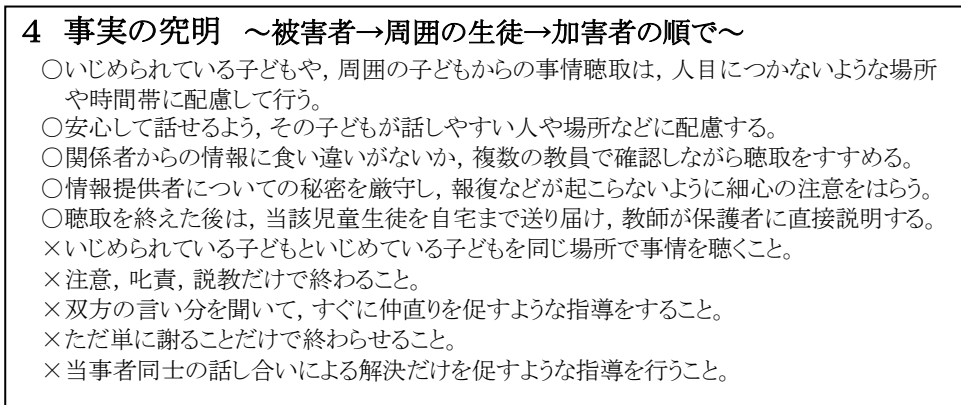
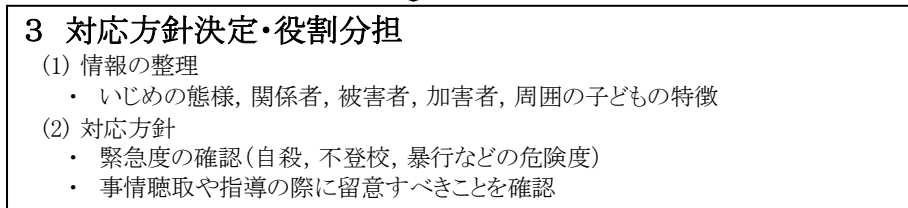
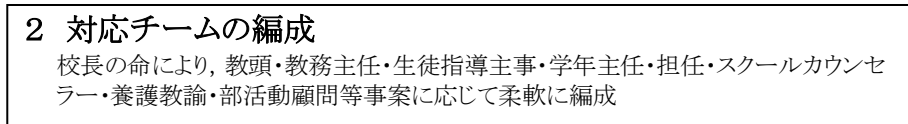
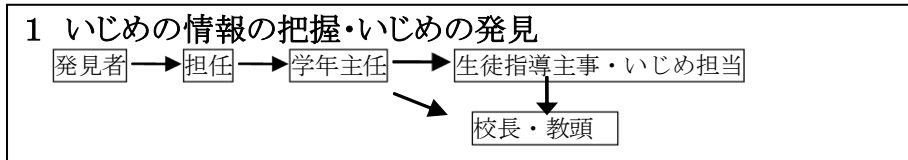
### ○教育相談による把握

- ・ 担任による定期的な面談を実施する。
- ・ 児童生徒の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター等)でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ・ 面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

### ○保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・ いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・ 家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。

### 3 問題への対応(いじめ発見から解決までの取り組み)



## 4 いじめ対策組織と年間計画

### ○ いじめ対策委員会の実施

- ・ 月一回（運営委員会後）行う。
- ・ 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事で構成する。
- ・ 生徒指導部会（週一回）や学年会での話し合いをもとに，いじめについての実態，取り組みについて協議する。
- ・ 緊急の対応が必要な場合は，校長の命により臨時的に開く

### ○ いじめ対策担当の設置と業務

- ・ 生徒指導主事が担当し，経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・ いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・ いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言，スクールカウンセラーやスクールサポーター，外部機関との連絡調整を行う。
- ・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・ 中学校との情報交換を定期的に行う。

### ○ 教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・ 校内研修を計画的に実施し，いじめ問題への対応について，見識と共通理解を深める。

## いじめに関する共通理解事項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法】

### 《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報，他の教職員から情報に真摯に対応する。

いじめの認知は，いじめの解消に向けた第一歩



認知件数が多いことは悪いことではなく，いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え，件数が多い少ないではなく，認知した事案を，どれだけ，どのように解決したかが大切

- ・ 自分が担当する学級，授業，部活動等を常にオープンにして，多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

### 《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは，当事者間の状況によっては，司法機関と連携し，犯罪（暴行，傷害，脅迫，恐喝，侮辱，名誉棄損罪）として対応する場合もある。

◆いじめ対策年間計画◆

月	教職員の活動			児童生徒の活動		備考
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動	児童会活動	
4	○全体計画の検討	○いじめに対する共通理解	○面談1	○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり		
5	↓ 月	○配慮を要する児童についての研修	○Q-Uテスト	○話し合い「学級の諸問題について」	いじめゼロフォーラムへの組織編成	
6	↓ 一回の	○Q-Uテスト分析と活用 ○教育相談	○アンケート実施 ○相談	○ソーシャルスキルトレーニング実施	○いじめゼロスローガンの作成についての提案 ○いじめゼロフォーラム	
7	↓ 実施	○三者面談について	○面談2	↓		
8	↓	○教育相談技術(講師SC)				
9	↓	○いじめゼロフォーラムに向けて	○相談	○学級フォーラム等		
10	○学校評価を受けての対策の点検		○前期相談内容のまとめ	○学級活動後の振り返り ○行事を通じた人間関係づくり		
11	↓	○アンケート分析	○アンケート ○面談3		○いじめゼロフォーラム	
12	↓	○三者面談について	○Q-Uテスト		○活動の成果の分析と反省, 見直し	
1	↓	○Q-Uテスト分析と活用				
2				○学級フォーラム等		
3	○評価と次年度計画のまとめ	○評価と次年度の課題	○相談内容のまとめ	○学級活動後の振り返り	○反省と次年度計画	